○放置違反金の納付命令等に関する規程

平成 18 年５月 26 日
公安委員会規程第 16 号
公安委員会委員長

放置違反金の納付命令等に関する規程を次のように定める。

放置違反金の納付命令等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）の規定に基づく放置違反金の納付命令等に関し必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第２条　交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、法第 51 条の４第１項（法第 51 条の 12 第８項の規定により読み替えて適用する場合及び法第 75 条の８第３項により放置車両とみなして適用する場合を含む。）の規定により放置車両の確認及び標章の取付けを行わせた場合は、当該車両の駐車に関する状況を速やかに交通部交通指導課長を経て埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

２　署長等は、当該車両に係る違法駐車行為をした者を法第 126 条第１項の規定による告知等により検挙した場合については、速やかに交通部交通指導課長を経て本部長にその状況を報告しなければならない。

３　本部長は、前２項の報告を受けたときは、必要な事項を調査し、速やかに埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。

（放置違反金納付命令）

第３条　法第 51 条の４第４項の規定による放置違反金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行う同条第５項に規定する文書は、放置違反金納付命令書（様式第１号）とする。

２　放置違反金の納付期限は、通知をした日から起算して 14 日を経過した日とする。

（納付命令書の公示送達）

第４条　納付命令を受けるべき者の所在が判明せず、放置違反金納付命令書を交付できない場合は、法第 51 条の４第 18 項の規定に基づき、放置違反金納付命令公示送達書（様式第２号）をインターネットにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公安委員会の掲示板に掲示するなどの措置によって公示送達するものとする。

（弁明通知）

第５条　法第 51 条の４第６項の規定による通知は、弁明通知書（様式第３号）を交付して行うものとする。

２　弁明書の提出期限は、通知をした日から起算して 14 日を経過した日とする。

（弁明通知書の公示送達）

第６条　納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときの、法第 51 条の４第７項の規定に基づく公示送達は、弁明通知公示送達書（様式第４号）をインターネットにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公安委員会の掲示板に掲示するなどの措置によって行うものとする。

（仮納付金返還通知）
第７条　法第 51 条の４第 12 項の規定による通知は、仮納付金返還通知書（様式第５号）を交付して行うものとする。
（放置違反金納付命令の取消し及び放置違反金等の還付通知）
第８条　法第 51 条の４第 17 項の規定による通知は、放置違反金等に相当する金額を還付する場合にあっては放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（様式第６号）を、還付しない場合にあっては放置違反金納付命令取消通知書（様式第７号）を交付して行うものとする。
（報告及び資料の提出の要求）
第９条　法第 51 条の５第１項の規定により、車両の使用者、所有者、関係者に対し、車両の使用に関する報告を求める場合にあっては車両の使用に関する報告要求書（様式第８号）により、資料の提出を求める場合にあっては車両の使用に関する資料の提出要求書（様式第９号）により、行うものとする。
（照会）
第 10 条　法第 51 条の５第２項の規定による照会を行うときは、車両使用者等については車両使用者等照会書（様式第 10 号）により、住民票及び戸籍については住民票・戸籍記載事項照会書（様式第 11 号）により、車台番号等については車台番号等照会書（様式第 12 号）により、納付命令等については納付命令等関係事項照会書（様式第 13 号）によるものとする。この場合において、埼玉県内に本籍地又は住所地を有する者の住民票及び戸籍に係る照会については、電気通信回線を通じて照会することができるものとする。
（埼玉県財務規則による手続）
第 11 条　法第 51 条の４第４項の納付命令に基づく放置違反金の納付手続、同条第９項の違反金相当額の仮納付手続、同条第 12 項の仮納付に係る金額の返還手続及び同条第 17 項の放置違反金等に相当する金額の還付手続については、埼玉県財務規則（昭和 39 年規則第 18 号）に定めるところによるものとする。
（細目的事項）
第 12 条　放置違反金の納付命令等に関する事務処理要領その他必要な細目的事項については、本部長が定めるものとする。
附　則
この規程は、平成 18 年６月１日から施行する。
附　則　（平成 20 年３月 25 日公安委員会規程第２号）
この規程は、平成 20 年３月 25 日から施行する。
附　則　（平成 26 年６月 20 日公安委員会規程第 10 号）
この規程は、平成 26 年７月１日から施行する。
附　則　（平成 28 年３月 23 日公安委員会規程第６号）
この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。
附　則　（平成 29 年２月 28 日公安委員会規程第５号）
この規程は、平成 29 年３月１日から施行する。
附　則　（令和３年２月 12 日公安委員会規程第１号）
１　この規程は、令和３年２月 12 日から施行する。

２　この規程の施行の際、この規程による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附　則　（令和８年５月 19 日公安委員会規程第３号）

この規程は、令和８年５月 21 日から施行する。